

船橋に備え置いてください！

三隅港の地域的情報

1. 三隅港の気象・海象の特性

- ・日本海に面しており、外洋性の波浪の影響を直接受ける。
- ・特に冬季の西から北西の風が吹く時は港内にうねりが侵入し影響を受けやすい。

2. 三隅港の港外避難等に関する勧告基準

区分	発令の基準	船舶の措置
第1体制	風速25m/s以上40m/s未満の暴風域が浜田港等に12時間以内に到達すると予想される場合 発達した低気圧により島根県西部に暴風・暴風雪警報が発表された場合	1 荷役中の船舶は、これを早期に完了させ、又は中止し、乗組員の待機、機関の準備、水先人・曳船の手配など必要な運航準備を整えること。 2 工事作業中の船舶は、早急に作業を完了させ、又は中止し、避難のための準備を整えること。 3 錨泊中又は錨泊を予定する船舶は、当直員（船橋当直・無線当直等）を増員配置して、レーダー等による監視、国際VHF（16ch）の常時聴取（国際VHF搭載船に限る。）、AISの常時作動（AIS搭載船に限る。）の確認及び見張りを強化するとともに、機関用意とし、走錨防止に備えること。 4 小型船等は、係留索強化、陸揚げ固縛、又は必要に応じ、安全な海域に避難すること。 5 船舶の積荷及び岸壁上の資材等の流出防止を図ること。
第1体制【特別】	風速40m/s以上の暴風域が浜田港等に14時間以内に到達すると予想される場合	1 台風の影響の少ない他の海域へ避難する船舶は、十分に余裕のある時期に避難を開始すること。 2 荷役中の船舶は、これを早期に完了させ、又は中止し、乗組員の待機、機関の準備、水先人・曳船の手配など必要な運航準備を整えること。 3 工事作業中の船舶は、早急に作業を完了させ、又は中止し、避難のための準備を整えること。 4 国際VHF搭載船は、国際VHF（ch16）を常時聴取し、AIS搭載船は、AISを常時作動させ、適切な情報を入力すること。 5 小型船等は、係留索強化、陸揚げ固縛、又は必要に応じ、安全な海域に避難すること。 6 船舶の積荷及び岸壁上の資材等の流出防止を図ること。
第2体制	暴風域が浜田港等に6時間以内に到達すると予想される場合 発達した低気圧により島根県西部に暴風・暴風雪警報が発表され風速25m/s以上が予想される場合	1 船舶は、保船上必要と認めるときは、港外の安全な海域に避難すること。 2 錨泊中又は錨泊を予定する船舶は、当直員（船橋当直・無線当直等）を増員配置して、レーダー等による監視、国際VHF（16ch）の常時聴取（国際VHF搭載船に限る。）、AISの常時作動（AIS搭載船に限る。）の確認及び見張りを強化するとともに、機関用意とし、走錨防止への備えを完了させること。 3 小型船等は、河川、その他の安全な場所への避難を終え、係留強化等の荒天措置を完了させること。
第2体制【特別】	風速40m/s以上の暴風域が浜田港等に10時間以内に到達すると予想される場合	1 原則として総トン数500トン以上の船舶は港外の安全な海域へ避難すること。 2 港内において係留錨泊する船舶は、係留索強化、機関の準備、定期的な係留状況の確認等の対策を実施すること。

※発達した低気圧については、気象庁の気象情報に基づくため、段階を経ずに発令することがある。

3. 底質

海底地形は、沖合部に岩盤が露出しているものの、表層部はおおむねゆるい砂質土で覆われている。

4. その他

- ・三隅港内の水深は約14メートル前後である。
- ・港内は狭く錨泊には適さない。
- ・泊地東側は、急激に浅くなり、干出岩が点在している。
- ・石炭火力発電所を擁する港湾である。
- ・小型の一本釣漁船や遊漁船が係留している。

緊急連絡先

浜田海上保安部長

0855-27-0772

各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。